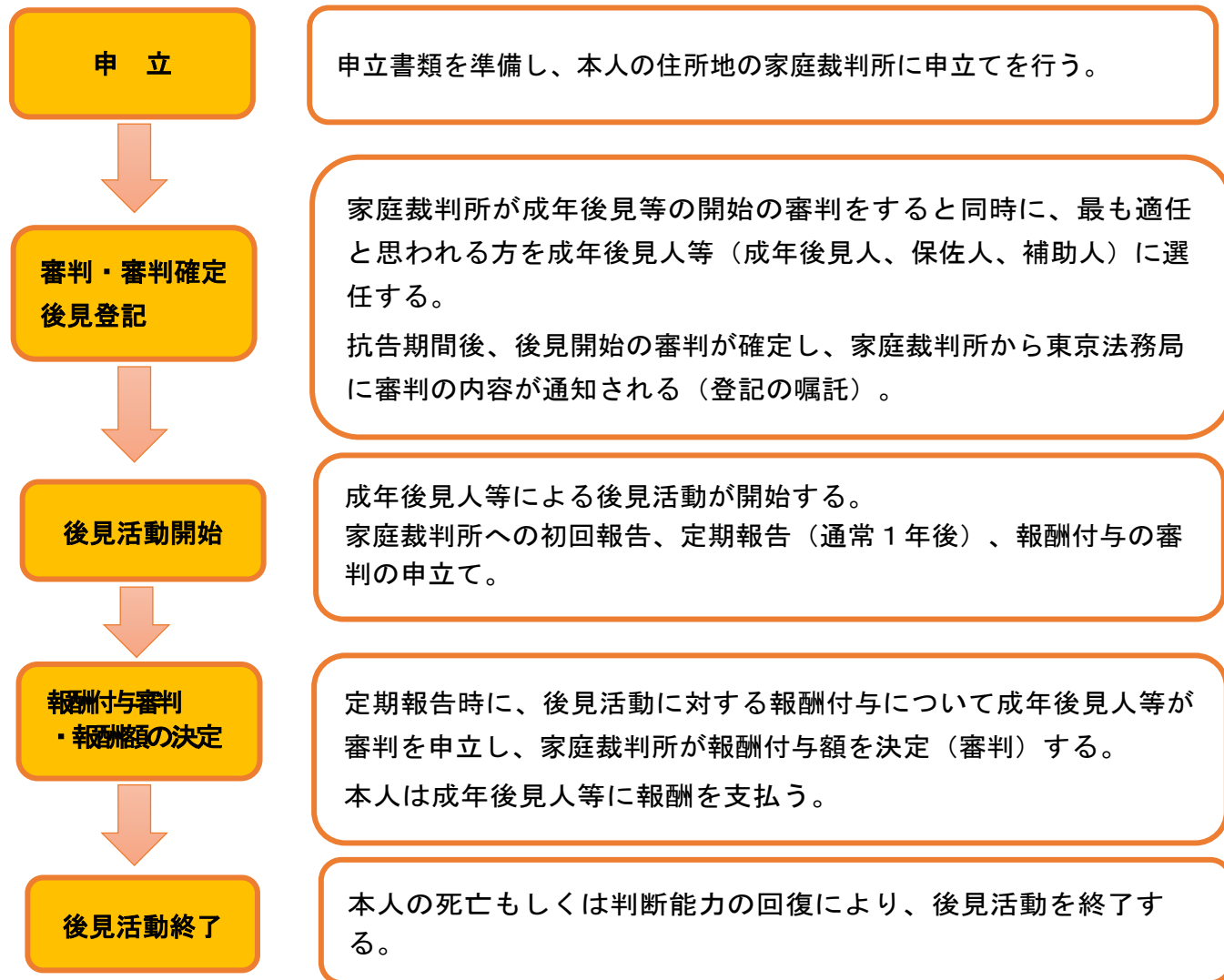


杉並区

成年後見等（区長申立）報酬助成のご案内

杉並区長による申立てにより、成年後見制度（法定後見）が開始された成年被後見人等（以下「本人という。」）が所得や資産が少ないため、成年後見人等に対する報酬の負担が困難である場合に、報酬の全部または一部を助成します。

成年後見制度利用の流れ



助成金額 杉並区における助成金額は、家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した報酬額のうち、以下を上限とした費用です（申請方法等はP.2記載）。

助成上限額（月額） **ア** 本人が特別養護老人ホーム等の施設入所の場合：月額18,000円
イ 上記以外の場合（本人が在宅者等）：月額28,000円

※原則として、申請1回につき12か月分まで。

※家庭裁判所が決定した報酬付与の審判日の翌日から120日以内に申請手続きをしてください。

※申請は年度内1回までになります。

申請方法等

1 助成要件 本人が以下の（１）～（６）のすべての要件を満たしている方です。

- （１）杉並区長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、成年後見等の開始の審判請求手続を行い、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任していること。
- （２）助成の申請時点において本人の預貯金口座の残高等が60万円以下であること。
- （３）即時に現金化することのできる資産を有していないこと。
- （４）他の市区町村等から同様の助成を受けていないこと。
- （５）負債がある場合は、資産申告書（第3号様式）に返済計画等を明記すること。
- （６）死亡の場合は、本人の預貯金を報酬に充当すること。なお、報酬助成の期間は当該死亡日の属する月までであること。

2 申請できる方

本人またはその成年後見人、保佐人、補助人

※保佐人及び補助人は代理権を付与されていることが必要です。

3 申請書類

- （１）成年後見人等報酬助成申請書（第1号様式）
- （２）収入等申告書（第2号様式）
- （３）資産申告書（第3号様式）
- （４）本人名義の預金通帳の写し（定期報告期間の開始日から報酬助成申請日までの収支と残高がわかるもの）
- （５）後見等事務報告書の写し
- （６）財産目録の写し
- （７）報酬付与申立事情説明書の写し
- （８）報酬付与審判書の写し
- （９）登記事項証明書の写し（※初回申請時には、必ず提出の必要有り）

※死亡時は、死亡診断書等、死亡日がわかるものを添付。

※その他、必要書類がある場合は、個別にご連絡します。

※申請に必要な様式は、区公式ホームページで取得できます。

4 申請期限

家庭裁判所が決定した報酬付与の審判日の翌日から起算して120日以内に申請してください。

5 問い合わせ・提出先

杉並区保健福祉部管理課 保健福祉支援担当

〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟10階TEL:03-3312-2111（代表） 内線3085・3086

助成利用の流れ

申請要件の 確認

本人及び申請者の要件を満たしていることをご確認ください。

申請書類の 準備

申請書類をご用意ください。
※申請に必要な様式は区公式ホームページで取得できます。

申請書類の 提出

申請書類を杉並区保健福祉部管理課保健福祉支援担当へ
ご提出ください。
※申請は年度内1回まで。
※原則として、申請1回につき12か月分まで。
※申請期限は、家庭裁判所が決定した報酬付与の審判日の翌日から
120日以内。

内容審査 助成決定

申請内容の審査を行い、助成の可否を決定します。

助成決定

成年後見人等報酬助成決定（承認）
通知書を送付します。

助成対象外

その理由を付して成年後見人等報酬助成
決定（不承認）通知書を送付します。

助成決定をうけたら、成年後見人等報酬助成金請求書（第5号様式）を
杉並区保健福祉部管理課保健福祉支援担当へすみやかに提出してください。

成年後見人等報酬助成金請求書（第5号様式）に記載の本人口座へ助成金を振込みます。

Q & A

Q 1 どのような人が申請できますか。 ▶2 頁

A 杉並区長による区長申立てにより、成年後見制度（法定後見）を開始している方で、成年後見人等に対する報酬の負担が困難な成年被後見人等が対象です。

Q 2 杉並区への報酬助成の申請は、いつ申請したらいいですか。 ▶2 頁

A 東京家庭裁判所への定期報告時期にご申請ください。

Q 3 家庭裁判所の報酬付与審判の金額が支給されますか。 ▶1 頁

A 杉並区では以下のとおり上限額を定めています。

（報酬付与審判の金額以下となる場合があります。）

本人が特別養護老人ホーム等の施設入所の場合：月額18,000円

上記以外の場合（本人が在宅者等）：月額28,000円

（区民後見人の場合は施設月額10,000円 在宅月額20,000円）

Q 4 報酬助成の対象者である本人が亡くなった場合、支給されますか。 ▶2 頁

A 報酬助成の対象となる場合は、本人が死亡した日の属する月の分までが助成対象となります。申請の際は、死亡診断書等、死亡日がわかるものを添付してください。

Q 5 申請の提出期限はありますか。 ▶2 頁

A 報酬付与の審判日の翌日から120日以内です。

Q 6 申請書類は、どこで入手できますか。 ▶2 頁

A 杉並区公式ホームページからダウンロードできます。

[くらしのガイド](#) > [各種相談](#) > [成年後見制度](#) > [成年後見人等の報酬助成制度](#)

問い合わせ先

杉並区保健福祉部管理課 保健福祉支援担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区役所西棟10階TEL:03-3312-2111（代表） 内線3085・3086